

当工業会、環境省へ 廃棄物処理5カ年計画に対する意見を提出

環境省は8月18日ホームページに、平成14年度までの第8次5か年計画に次ぐ、平成15年度から19年度までの5か年を計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画(素案)」を掲載し、これについ

てのパブリックコメントの募集を行った。当工業会では、会員会社からの意見を募り、整理して、9月5日、以下のコメントを環境省廃・リ部企画課に提出した。

件名：「廃棄物処理施設整備計画（素案）」について

1. 本計画には施設整備の事業量及び事業費総額が示されないことから、廃棄物分野への人員配置等経営計画を立てるうえでの重要な根拠の一つが無くなり、当工業会会員の企業の多くは大変戸惑いを感じています。
2. 第1章（2）廃棄物処理施設整備に係わるコストの縮減
コスト縮減のために、廃棄物処理の広域化、複数施設の集約化、既設の焼却施設の連続運転化、近隣施設との相互協力体制の構築等による処理施設の規模の適正化を図ることがあげられていますが、これらの検討を進めるうえでの各々の優先順位、具体的手順、評価方法等をお示しいただきたい。
3. 第1章（5）既存の廃棄物処理施設の有効利用、ソフト施策との組合せ
過去に埋立て処分された廃棄物の掘削及び減量化のために、既存の廃棄物処理施設の有効活用を推進するありますが、既存焼却（溶融）炉にて焼却（溶融）処理を行うことの他に、新たに専焼炉を設ける場合も国の補助金をつけて、埋立て処分された廃棄物の減量化を推進されることを要望します。
4. （別紙）「一般廃棄物の最終処分場の残余年数を平成14年度の水準維持」
埋立物減量の観点から、溶融スラグの有効利用を、他省庁との連携によって、一層推進することを本計画に取り入れていただきたい。
5. （別紙）「焼却せざるを得ないごみについて・・・」
ごみのメタン発酵によるガス発電の促進を実施項目として本計画に取り入れていただきたい。また、発電効率を向上させる目的から、焼却施設との併用についても推進願いたい。
6. （別紙）「焼却せざるを得ないごみについて・・・」

産業廃棄物焼却プラントについて、発電だけではなく余熱の有効利用の促進を実施項目として本計画に取り入れていただきたい。その理由は、産廃の場合は一廃と異なり塩素量が多い廃棄物等を含むため、高温高圧ボイラの設置・高効率発電ができないケースも多いが、この場合、廃熱ボイラ等の余熱利用設備の設置は可能で、CO₂削減に効果があります。

7. (別紙)「焼却せざるを得ないごみについて・・・・」

焼却せざるを得ないごみについては、サーマルリサイクルに加えて、ガス化改質を含めたケミカルリサイクルの推進を本計画に取り入れていただきたい。

8. (別紙)「し尿及び生活雑排水の処理を推進し、・・・・」

浄化槽処理人口普及率 8% (H14) →11% (H19) とありますが、浄化槽は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えも推進する必要があります。また、単独から合併への切り替えによって浄化槽からの引き抜き汚泥量が増加するため、その処理施設として汚泥再生処理センターの整備を推進することを本計画に明記していただきたい。